# 公益財団法人福岡県中小企業振興センター専門家派遣事業
# 専門家登録要領

（目的）

第１条　公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下「センター」という。）が実施する専門家派遣事業（以下「本事業」という。）で派遣する専門家の登録については、この要領に定めるところによる。

（専門家の募集・登録）

第２条　センターは、本事業を実施するため、中小企業者等の経営課題について的確に分析、診断 、助言等を行うことができる専門性の高い能力を有する専門家を募集し、審査の上、登録する。

２　センターが登録を求める専門家の分野は別表のとおりとし、それぞれの分野の専門家を必要人数募集し、登録する。

（登録基準）

第３条　次の各号のいずれかに該当し、中小企業支援に必要な知識と経験を有する者を専門家として登録する。

（１）中小企業診断士、情報処理技術者、技術士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、販売士、行政書士、司法書士、弁理士、建築士、ＩＳＯ審査員資格､その他の中小企業支援に有用な資格を有し、該当資格取得後５年以上の実務経験を有する者

（２）大学、短期大学又は専門学校において社会科学（経済、経営、商業、法律等）又は自然科学に属する科目の教授、准教授又は講師の経験を有する者

（３）企業内において経営管理及び技術に関する業務に１０年以上従事した者

（４）コンサルタントとして経営・技術支援を行う事業に１０年以上従事した者

（５）センターが上記登録基準と同等の能力を有すると認めた者。

２　センターが登録を求める専門家の分野は、別表のとおりとする。

（登録申請）

第４条 専門家登録を申請しようとする者は、「専門家登録申請書」（様式第１号）及び「専門家登録誓約書」（様式第２号）をセンターに提出しなければならない。

（登録審査）

第５条 センターが「専門家登録申請書」（様式第１号）を受理したときは、次の各号を総合的に勘案し、専門家としての適性を審査の上、適格者について登録手続きを行う。

（１）申請者が有する知識、技能、経験等の専門性の程度

（２）支援実績の有無及びその内容、程度

（３）専門分野に関連する主な職歴

（４）その他専門家として必要と認められる資質、事項

２　センターは、前項の審査の結果を「専門家登録決定通知書」（様式第３号）又は「専門家不登録決定通知書」（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（登録期間）

第６条　専門家の登録期間は、登録を行った年度から２年後の３月３１日までとする。

（登録の更新手続）

第７条 登録の更新を希望する者は、登録期間が終了する日の１か月前までに、「専門家登録更新申請書」（様式第５号）に「専門家登録誓約書」（様式第２号）添えてセンターに提出しなければならない。

２ センターは、「専門家登録更新申請書」（様式５号）を受理したときは、第５条に定めるもののほか、センターが実施する専門家派遣事業の支援実績を加味して審査を行い、適当と認められる者を更新登録するものとする。

３ センターは、専門家登録の更新を行ったときは「専門家登録決定通知書」（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（禁止事項）

第８条　専門家は、中小企業に派遣されるにあたり、次の各号に抵触する行為を行ってはならない。

（１）派遣先で知り得た企業の秘密を外部に漏らすこと又は自己の利益とすること

（２）当センターならびに派遣先企業に虚偽の報告を行うこと

（３）本事業により支援を行った内容に対して、当センター以外から報酬を受け取ること

（４）本事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行うこと

（専門家登録の変更・取下げ）

第９条　登録専門家は、登録内容に変更があった場合には、速やかに「専門家登録変更届」（様式第６号）をセンターに提出しなければならない。

２　登録専門家は、やむを得ない事由があるときは、専門家登録の取下げを申し出ることができる。

３　専門家登録の取下げを希望する者は「専門家登録取下げ届」（様式第７号）をセンターに提出するものとする。

４　センターが専門家登録取下げ届を受領したときは、内容を確認のうえ速やかに当該専門家の登録を抹消するものとする。

５　前々項の届け出がない場合でも、「専門家登録申請書」（様式第１号）に記載された連絡先に連絡がつかないときは、センターは当該専門家の登録を抹消することができる。

（専門家登録の取消）

第１０条　センターは、登録専門家が次の各号のいずれかに該当する場合には、専門家登録を取り消すことができる。

（１）「専門家登録申請書」（様式第１号）に記載された内容に虚偽があった場合又は「専門家登録誓約書」（様式第２号）の内容に反する行為が認められた場合

（２）第８条の禁止事項に該当する行為を行った場合

（３）３年間専門家登録していたが、登録期間内に本事業の活動実績がなかった場合。

（４）事後評価において支援の内容が適正でないと認められる場合

（５）センターとの連絡調整において誠実に対応しない場合

（６）センターまたは本事業の信用を著しく傷つけた若しくはその恐れがあると認められる場合

（７）心身の故障のために専門家としての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合

（８）法令に違反する行為を行ったと認められる場合

（９）その他センターが登録専門家として不適格と判断した場合

２　センターが前項の処分を行うときは、原則として該当者に聴聞の機会を与えるものとする。

３　センターが専門家登録を取り消したときは、「専門家登録取消決定通知書」（様式第８号）により通知するものとする。

附　則

この要領は令和３年４月１日から施行する。

この要領は令和７年７月１日から施行する。

この要領は令和８年１０月２３日から施行する。

（別表）

| 大分類 | 小分類 |
|---|---|
| Ａ　経営戦略 | 1　創業・会社設立 |
| | 2　事業計画・経営計画 |
| | 3　経営改善・法人清算 |
| | 4　ＢＣＰ |
| Ｂ　マーケティング・販売 | 1　市場調査 |
| | 2　販路開拓 |
| | 3　新商品・サービス開発 |
| | 4　広告宣伝 |
| | 5　催事企画・運営 |
| | 6　店舗開発 |
| | 7　デザイン |
| | 8　物流・流通 |
| | 9　貿易 |
| | 10　価格転嫁 |
| Ｃ　ＩＴ・Ｗｅｂ | 1　システム導入 |
| | 2　Webマーケティング |
| | 3　eコマース |
| | 4　ＡＩ・デジタル技術活用 |
| | 5　情報セキュリティ |
| Ｄ　財務・税務 | 1　財務戦略 |
| | 2　資金調達 |
| | 3　ＩＰＯ・株式公開 |
| | 4　税務 |
| | 5　原価計算・原価管理 |
| Ｅ　人事・労務 | 1　社会保険・雇用労働保険 |
| | 2　人事制度・人事評価 |
| | 3　人材獲得・人材育成 |
| | 4　組織づくり |
| | 5　労働衛生 |
| Ｆ　法律 | 1　契約 |
| | 2　知的財産権 |
| | 3　業務提携、事業承継、Ｍ＆Ａ |
| | 4　許認可手続き |
| Ｇ　ものづくり | 1　生産性向上・省力化 |
| | 2　製品・技術開発 |
| | 3　マネジメントシステム(ISO) |
| | 4　衛生管理・HACCP |
| | 5　生産管理・品質管理 |
| Ｈ　その他 | 1　農商工連携 |
| | 2　海外展開 |
| | 3　地域活性化 |
| | 4　環境・省エネルギー |
| | 5　産学連携 |